

(様式第2号)

要 点 録

平成22年7月9日作成

会議の名称	島本町総合計画審議会 第6回「第2部会」		
会議の開催日時	平成22年6月16日(水) 午後2時~3時22分		
会議の開催場所	島本町役場 3階 委員会室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・一部不可・不可
事務局(担当課)	政策推進課	傍聴者数	6名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)			
出席委員	岩井(長)委員、大西(三)委員、大西(義)委員、岡田委員、沖委員、坂田委員、清水委員、高山委員、中塚委員、松田委員 (五十音順)		
会議の議題	1、基本計画(案)部会意見についての対応方針(案)について 2、その他		
配布資料	【資料26】基本計画(案)についての第2部会意見要旨及び修正案		
審議等の内容	別紙のとおり		

島本町総合計画審議会 第6回「第2部会」 要点録

日時	平成22年6月16日(水) 午後2時～3時22分
場所	島本町役場 3階 委員会室
出席者	出席委員 10名、事務局等 4名

1. 開会

事務局 それでは、ただいまから、島本町総合計画審議会第6回第2部会を開催させていただきます。

本日、審議会委員15名のうち、10名の委員にご出席をいただいておりますので、島本町総合計画審議会条例第6条第2項の規定により、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは部会長、議事進行をお願いします。

部会長 それでは、本日、傍聴の申し出がありますので、会議の公開に関する要綱に基づき、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

【「異議なし」の声】

部会長 ご異議がないようですので、傍聴を許可します。

【傍聴者入場】

【案件1】 基本計画(案)部会意見についての対応方針(案)について

部会長 前回は、第4章まで審議を終わりましたので、前回までで各委員さんから多くの意見を賜りありがとうございます。第5回までに出していただいた意見について対応の方針案を審議いただきたいと思いますのでよろしくお願い致します。事務局より説明をお願いします。

◎基本計画(案)についての第2部会意見要旨及び修正案【資料26】

⇒事務局より概要を説明

部会長 第2部会意見要旨及び修正案についての説明がありましたが、これは前回までに審議していただいた内容で訂正しなければならない部分について表現をされていると解釈します。いずれにしてもこの内容はこれから具体的な部分に影響しますので、よく見ていただいて全体的なことでご質問なりご意見がありましたら頂戴したいと思います。

委員 今回の一定の見直しについては、ありがとうございました。良くできていますと

思います。一つ気になっているのは水の文化園構想ですが、島本町としては主旨を生かしてということですが、大阪府や国にもこの主旨を生かしてということが生きているのか、そのことを了解しているのかの確認が必要と思います。また、交通の問題で先日でしたがJRの人身事故があり、その時、気になったのは島本町の人も随分山崎駅に行くわけで、あれを見ると改札口が必要ではないかと思いましたが、町域ではないところについての思いを書く必要があるのではないかと思いましたが、いかがでしょうか。

事務局 水の文化園構想について国や府に対して了解が必要ではないかということですが、水の文化園構想についてはこれまでの部会の中でも多数の委員から質問があり、担当課からも答弁をさせていただいています。それを踏まえて文言の修正も一部ありますが、今言われた国や府の了解については、水の文化園構想は基本構想と基本計画を策定しています。それについて、島本町は当然ですが国や大阪府の担当の職員も入って策定していますので、当然その策定段階では計画の内容について、それぞれの了解のもとに策定されていますので、その計画を踏まえてこれから様々書いてあるような施策を引き続き実施していこうということを明記しています。そのあたりの了解や位置づけについては国や府と島本町の3者によって策定されたものと考えています。2点目の町域を越えた施策についてですが、いろいろな例があると思いますが、例として山崎駅の改札という話がありましたが、改札の部分は町域外になります。これに関わらず高槻市の地域もありますし、今後様々な部分で共同してやるべきものはあると思いますが、個別のご質問の内容については、現時点でするしないの答弁は差し控えたいと思います。

委員 確かに水の文化園構想は大阪府も国も入ってつくられたと理解していますが、その後の状況の変化という中で、今もって島本的には主旨を生かしてがんばりますと言っているけど、国や府から何を言っているのと言われても困りますし、それは既に消えてものですよと言われても困りますので、そのあたりの確認はどのように進めると考えていますか。

事務局 水の文化園構想の策定の主旨は先ほどの答弁の通りですが、この部会でもかなり水の文化園構想に関する質問がありまして、本日は出席しておりませんが当時は担当課長が出席して、確か同じような質問をいただいた時の答弁では、国や府に対してアクションをかけていく、もしくは要望していくという答弁があったと思いますので、ご心配いただいている部分についても要望や調整をこれからしますという答弁だったと思いますので、そのような中で推進できるように持って行けるのではないかと考えています。

部会長 随分と長い文章があるようですが、もしご意見があるようでしたらまとめて頂戴できればと思います。

委員 先ほどありました境界部分にあたってはいろいろな開発やまちづくりを行う中

で、どうしても他の自治体との連携が必要になってくると思います。基本計画に入れる入れないは別にして、どのような対応を考えられているのか確認しておきたいと思います。

事務局 境界については、高槻市、大山崎町、山手では京都市と長岡京市、淀川を挟んで枚方市や八幡市があります。一番密接なのは市街地が隣接している高槻市と大山崎町になりますが、これまでも所管の課ごとに、例えば境界の明示や道路の関係などについてはこれまでも十分に連携、調整して問題解決に当たっています。今後ともそのような部分はあると思います。ただ基本計画にどのように反映するかは明確にお答えできませんが、広域行政という項目がありますので、そのような連携を図ることは明確に位置づけしておりますし、個別の所管ごとの問題については従前からそのような対応をしています。また、今後とも連携を図りながら問題解決に当たるという考え方かと思っています。

部会長 この問題は広い問題もあれば狭い問題もありますので、難しい部分もあると思いますが、その時々への対応ということにもなりかねないと思います。

委員 実施計画の中で検討していくという内容と、一方で都市計画マスタープランの基本構想の見直しが始まっているということで、都市計画マスタープランの中でいくつか具体的に検討していくという回答をいただいている中で、住宅に関する指摘や課題が出ています。特に駅西側を新しい住宅地としてはどのようにしていくのかというあたりが一番大きな課題だと思いますが、そのあたりは都市計画マスタープランの個別の地域の検討を進めた中で、住宅に関して住宅マスタープランの中に盛り込む、ないしは従来の方針に訂正、追加が必要になることも考えられますが、今の段階でお答えは難しいとは思いますが、当面は都市計画マスタープランの中で検討していくということでしょうか。特に住宅関係のマスタープランは策定の有効期間は切れていたと思いますが、そのあたりについてはどのようにお考えでしょうか。

事務局 住宅マスタープランについては、この部会や審議会でもご質問いただいた時にも答弁しましたが、言われたように住宅マスタープランは期限が切れています。マスタープランの策定の主旨については町営住宅の建て替えという大きな考え方があり、そのマスタープランということで現時点では新たに策定する予定はありません。冒頭にありました駅西側の新しい住宅地をどうするのかということですが、まだ現在は住宅にするのか現状のままにするかについては、地域の農地所有者の皆さまに集まっていただき、地域のあり方について勉強をしていただいている状況で、今年度そのような勉強会の中で当該地域のあり方を皆さんで考えていただくことを進めています。並行して都市計画マスタープランの地域別構想を検討中ですので、西側地区については地権者の皆さまの方針を十分踏まえた中で、地域別構想にその方針を踏まえた内容で取りまとめていきたいと考えています。

委員 それに関連してですが、この総合計画の策定にあたり一番最初に人口想定を3万2千人ということで、江川で大規模なマンションが竣工に近づいていると思いますが、その当時の回答では町内の宅地化可能なところについて検討し、それぞれの地区でどの程度の人口増が期待できるのかということを検討されて3万2千人という想定をしたとの返事をいただいております、具体的にどこでどの程度というような方針がいつ頃お示しいただけるのか、この総合計画の中では具体的な方針の提示は難しいとは思いますが、例えば都市計画マスタープランの実施編で具体的に新しい住宅地がこのあたりでこのように考えますということについて、駅西側の地権者の方達との懇談も含めて、意向がある程度出てきた内容が都市計画マスタープランに反映できて、そのあたりである程度町の方針が聞けるものかどうか、今分かる範囲で結構ですのでお願いします。

部会長 今の話は現状の審議会の段階で、果たしてどこまで突っ込めるのかということは疑問視する部分もなきにしもあらずと思いますが、町の方で具体的な展開や答えられる範囲でもしあればお願いします。

事務局 西側農地については先ほど答弁させていただいた通りですが、地区ごとの人口増加の数について、明確にはお答えしかねます。人口については言われたように3万2千人を設定しておりまして、当時答弁したように、国勢調査による人口推計にプラス町内における住宅の立地が可能な土地に人口がはり付いた場合を想定して、3万2千人程度とさせていただいております。その時も答弁いたしました、国勢調査の推計の数値が平成22年でも推計では400人程度減少する予測でしたがそれほど減っていないという状況になっており、既にかい離がみられます。先ほど話があったように江川地域でマンション開発が進んでおり、今年9月に入居が始まるということでそのあたりのかい離も考えられます。また、駅西側もどうなるかわかりませんが、それ以外の市街地内の農地もかなりあり、ミニ開発などにより現在も住宅が建ちつつある状況から、この10年間どうなるかわからないということを総括的に含めて、3万2千人程度ははり付くことを想定して基本構想の人口目標とさせていただきます。

部会長 それ以外にないようでしたら、この資料の1ページずつ確認をするという意味も含めて進めていきたいと思っております。まず1ページ目から何かあるようでしたらお願いします。何か一言ということでもあればお願いします。

委員 質問11の修正方針案として箇条書き形式に変更、第7章審議後に一括修正という文言がありますが、これは修正した内容を確認する機会はこの審議会であるのでしょうか。

事務局 基本的な内容については変更する予定はありませんが、部会の中でご意見をいただき、一つの項目に幾つかの内容が網羅されており分かりにくいということで、ここでは箇条書きに変更しております。第1部会と第2部会、7章については全

体で御審議いただき、皆さんに確認していただいた内容について、変更箇所については当然変更させていただき、今は1項目で6行ぐらいになっているものを2から3項目に分けた内容については審議会の皆さまに提示させていただき、文言としては変わりませんが内容的にこれでよいのかどうかということも当然確認していただく予定で、事前に資料もお配りしますので目を通していただいて御確認いただくことを考えています。

部会長 他にないようでしたら、4ページでお願いします。このページについては先ほどもご意見がありました、それ以外にあればお願いします。

委員 「環境基本計画で具体的な内容を検討」とありますが、この環境基本計画については策定の予定を教えてください。

事務局 環境基本計画は策定の準備を進めているという段階です。具体的な日程等は決まっていないと聞いていますが、総合計画で位置づけしていますので、今後、実施計画、環境基本計画で詰めていくことを書かせていただいています。

委員 それはどのようなメンバーで構成されるのでしょうか。

事務局 環境保全審議会という審議会があります。また、都市環境部の事務局が中心となって各環境団体や議員の方も含めて今後協議をしながら進めていくことを考えています。

委員 17番ですが、アンダーラインは変更箇所とあり、「環境に配慮した取組みを積極的に進めるとともに、環境マネジメントシステム（ISO14001）の自主的な運用への移行を検討します。」とありますが、この「検討」という言葉はこの計画の中では必要ないのではないかと思います。この前も言われていましたが、サーベイランスを経費の面からも止めていきたいということでしたら、計画段階から目標をはっきりとして検討を抜いて「移行します」としてはどうでしょうか。

事務局 移行しますと言い切るのは、確かに移行する方向で検討するということで、前にもご意見があったと思いますが、片方を取れば片方が良い悪いという状況もありますので、そのあたりは十分に検討しないといけないという部分で、移行についてはやりたい方向ではありますが、それがベストなのかということも踏まえて書かせていただいていますので、できましたらこちらの方がありがたいと考えています。ただ今もいろいろ調べたりしており、例えば他の自治体で完全に自己宣言でやられている状況を聞きますと、専門的な職員を配置しないと運営できないというデメリットもあるようで、そうすることで職員を一人増やすことで経費がかかることもあるようです。今のISOでの費用対効果とそちらの費用対効果ももっと検討しないといけないと考えていますので、ここではそのようなことも検討した中で方向性を定めていきたいというのが現状ですので、移行しますと言い切るよりも移行についてもっと詳細に検討させていただき、良ければ当然自己宣言してやるべきだろうと思いますし、そのあたりについてももう少し検討していきたいということからこのよう

な表現にしています。

委員 それで良いとは思いますが、環境マネジメントシステムの精神の本心は、自分たちの環境について人に頼らずに自分たちで見直して自分たちで進めていくことですので、そこから見ると目標としてどうなのかということと、時期として少し遅れているという感じがしたというところです。

事務局 今言われたのはその通りで、町の方でもそのように思っています。費用対効果を比較して、どちらがよりベターなのかという部分も検討したいということで御理解いただきたいと思います。

部会長 このページでなければ、次のページに進みたいと思います。6ページでは何かありませんか。

委員 少し前に戻って質問 24 になるのですが、「島本町地域防災計画と整合を図り」という表現になっていますが、これは「基づき」ではまずかったのでしょうか。ご意見では住民の命を守るというあたりを記載してほしいということで、最初の方に記載として「住民の安全確保のため」という表現が入ったと思いますが、「情報伝達、避難体制の確立」が地域防災計画と整合を図るということで、これは別のものになるのでしょうか。

事務局 ご指摘の「整合を図る」という部分ですが、先ほど説明させていただきましたように、都市計画マスタープランの部分で「基づき」について他の委員からご指摘があり、総合計画の下に各種計画があり、総合計画を踏まえて各種の個別の計画があるのではないかと指摘がありました。そのようなことも踏まえて総合計画と各種計画は整合を図りながら進めていくというという意味合いで、基づきでなく整合と修正させていただきました。

部会長 他にないようでしたら7ページに移りたいと思います。

委員 質問 42 の修正案の中で「住民、議会及び町のそれぞれの役割及び責務を明らかにする必要があります。」とありますが、これはどのように明らかになるのでしょうか。責務は何か出てくるのでしょうか。

事務局 これについては前回の部会の中で、住民、企業の役割を明確にする部分が必要ではないかというご意見があり、現在まちづくり基本条例を検討中でほぼまとまっております。議会に諮る必要があります。その中で議会や住民、町の役割を提起しています。その条例の中から文言を引用して基本的課題に記載しています。施策内容としてはまだ仮称ですが、基本条例の主旨を踏まえとし、その条例の中にそれぞれの役割や位置づけを明確にしていますので、そのような部分を踏まえてこのような文言にしています。

委員 町の姿勢として不足を感じているのは、いろいろな広報紙やホームページ、ケーブルテレビなどでお知らせしますので、意見がある時は住民参加でどんどんやってくださいとなっていますが、今、地方自治体が生き残ろうとしたら本当に媒体を

通じてやったら済むというところには来ていないと思います。本当に町の職員と住民が力を合わせてやる、議会も住民と力を合わせてやるという取り組みが必要だと思います。しっかりとした人と人が結びついて町として説明責任を果たすというところが欠けていると思います。議会などの質疑を通じても住民の説明会を求めてもそのような考えはありませんと答えられます。地方自治体の役割と責任、活力に満ちた住みよい社会をつくるということは大きな方向性になっています。それをいかにしてやるかという点で、行政と住民、議会と住民がもっともっと近い関係になるようにしないとできないのではないかと思いますので、そのようなことを少し加えたらどうかと思いますが。

事務局 今言われた部分は3章の自律・創造・協働というところにかかれた行政という節があります。広報活動の充実、情報公開・提供の推進、広聴活動の充実と大きな3つの施策を書いています、そのあたりで例えばパブリックコメントの制度を充実させる、審議会における公募委員の充実、アンケート調査、住民へ説明会などを活用しまちづくりに住民の声を反映させますという部分で、一つの施策として位置づけをさせていただいていますので、今言われたような実施計画で具体的にと言う部分については、今申し上げた施策の枝葉がそれぞれ出てくると思いますので、そのあたりで検討が必要ではないかと考えています。

部会長 それでは8ページの中でご意見があればお願いします。

委員 バス交通の充実の中で「福祉バスのあり方についての検討を行います。」とありますが、これはやすらぎバスのことなののでしょうか。ここではデマンドバスや民間バスの導入という意見がありましたが、こう書くのがよいのでしょうか。

事務局 ここで書いていますのは、公共的な阪急バスと町が運営しているバスのあり方の検討を行う2つの内容を書かせていただいています。

委員 今のところでお聞きしたいのですが、この文章からしますと福祉バスと阪急バスは別々のかたちで読めばよろしいのでしょうか。

事務局 前段につきましては路線的なバス、後段については町の福祉バスということで、今の書き方については、2つになっているので分かりにくいことから質問をいただいていると思います。先ほど申し上げましたように、項目として2つ3つあるものを1つに書いていますが、最終的には分けて書かせていただきますので、現時点では分かりにくい表現になっていますが、最終的な文言修正で文章を分けていきますので分かりやすい文章にしていきたいと思います。

委員 今の説明で分かりました。それでは阪急バスについて若山台から阪急水無瀬駅とJR島本駅となっていますが、高齢者や環境に配慮してバス停を増やすことはこの文章の中で考えても良いと理解して良いのでしょうか。

事務局 阪急バスではJR島本駅が開業し、ルートを拡充していただきました。以前にはバス停を設置していただきたいということで、桜井口に一つバス停を追加してい

ます。水無瀬駅から若山台に上がる時にはそこで降りられますが、若山台から水無瀬駅に向けてはバス停がありません。通常ですとバス停は向かい合わせにあるのが一般的な設置の仕方だと思いますが、スペースの関係で止めるところがないということが現実問題としてありましたので、要望としては出しましたが実現しませんでした。ただ利用者の方の利便性を考えますと、そこでは降りられないが近くで降りられるということも含めて、バス停はスペースがあれば増やすということも充実という面から必要であると考えていますし、町内の施設を巡回する町の福祉バスの区域の拡大や、駐車場所の拡大ということも合わせて検討していく必要があるということでこのような表現にしています。

部会長 それ以外になれば最終ページの9ページについてご意見があればお願いします。

委員 前に戻りますが、都市計画道路の整備について、今できているのは1路線だけで未着工路線の見直しをした後で実現性のある路線について事業化と書かれています。実際の実現性についてどのように考えているのか、そのようなものが1路線でもあるのか、どのあたりを考えられているのか、もしあればお聞きしたいと思います。

事務局 都市計画道路については、平成17年でしたか大阪府内で一斉見直しを行い、本町の路線については十分調査をして検討し、存続というかたちで残しています。先ほど修正内容で説明しましたが、再度大阪府で府内一斉見直しを行うということがつい最近説明されて、言われた必要性や実現性についても再度未着工の都計道路の内容を再度精査しなさいということですので、これから再度調査検討するという段階です。実現性がどうなのかということについてはその調査を踏まえて結果が見えてくるとお思いますので、現時点では明確にお答えできませんが、ただ、前回の調査の中でも島本中央線が町の東西を結ぶ重要な路線として位置づけをしています。それと国道171を結ぶ町所管の都計道路が2本ありますので、そのような部分での必要性は重大でしたので、前回は存続というかたちにしています。今回も再度そのような見直しを行うという位置づけになっていますので、これから再度そのような部分の見直しを行い、その結果を踏まえて路線が事業化をめざすということからこのような記載にさせていただいています。

委員 島本の状況としては言われたように、JRと阪急で分断されていることから必要なことは必要です。その実現性の可能性がどうなのかということで、結果的にこのような書き方をすると相当な議論が出てくるとお思いますので、そのあたりの実現性を聞いたかったのですが、これから大阪府で見直しをされて実際にどのようなのかということは今後の課題ということですね。分かりました。

部会長 それ以外にありませんでしょうか。今までの審議会の中で随分細かく展開していただきましたので、それなりに内容的には網羅されていると思います。もう少し

という部分があるようでしたらまた機会があるようですのでよろしくお願ひします。本日の審議会では修正の資料 26 について審議するということでしたが、内容的にはまだまだあるとは思いますが、ご意見を参考に展開をしていきたいと思ひます。

委員

これは第 7 章で意見を申し上げた方がよいのかも知れませんが、今朝の新聞によりますと介護保険の申請が大阪府下で 10 市町村がコンピューターの計算誤りによって間違いがあった、その 7 割は国が負担するけれども 3 割は市町村が負担しないといけないという内容で、島本町もその対象の市町村に入っているということが新聞に出ていました。これは第 7 章で述べてはありますけれども、総トータル的には金はある、金は減る、人は減る、仕事は増える、これまでもいろいろと審議してきましたが、やらないといけないことはたくさんありますが、結局消化不良を起こしてしまう。そこでちょっとした間違いがあつて今回のような話になってくるということにつながっているような気がします。職員それぞれにすると一生懸命にやっていて決して手を抜いていないとは思いますが、随所に極めて初歩的な間違いが生じ、そのことで行政に対する信頼が非常に落ちてきている気がしてなりません。せっかくこのように良い計画をつくっても仏をつくって魂入れずという失礼な言い方ですが、なつてしまつてはどうにもなりませんし、先ほど来言われているような住民との対話なりしていく中で、せっかく良いものをつくっても消化不良を起こしてしまわないかということをお慮しているところです。それについてこれという良い方法はありますが、あまり人が減っていることについては、仕事が消化不良を起こしている原因になっていないのかどうか、一度そのようなことについてお聞きしたいと思ひます。

事務局

今朝の新聞報道にありましたご指摘の介護保険料の普通調整交付金というものがありまして、これは国が全体に不足する部分を全国の自治体で調整するための交付金ですが、通常、国の基準では 6 段階になっていますが、本町ではさらにきめ細かな保険料体制にするということで、低所得者には保険料をさらに低くするということで、本来の 6 段階から 9 段階まで細分化して保険料を納めていただく仕組みになっています。その調整交付金を申請する場合には国の 6 段階に戻してそれぞれの段階にあつた人数を報告するという仕組みになっていますが、これが複雑になっておりまして、制度的に申し上げますと時間がかかつてしまひますが、事前の調べと本来の報告する数値が異なつていましたので過少となつたということですが、本町だけでなく大阪府内で 10 市町の自治体で同様のミスがあつたということですので、これについては制度そのものの見直しも含めて国の方には要望していきたいと聞いています。第 7 章については、第 1 部会と第 2 部会の合同でご審議いただくことになりませんが、それぞれの今までの審議の総集編といひますか、それらの課題をいかに実現していくのかということで、現状と課題、今後の具体的な対策について述

べていきたいということで、ご指摘の通り計画を実践していくための方法を取りま
とめていますので、合同部会でそのようなことも慎重にご審議いただきたいと考
えています。特に時代に対応した行政運営ということで、時代の流れも大きく変わ
ってきていますので、そのような流れについて皆さんとともに共有させていただ
いて、今現在、本町では第四次行財政改革を進めています。これも計画期間が平成
21年で終了しています。現在第五次となります。行財政改革プランを策定して
おまして、ほぼ終盤に向かっている段階ですが、この総合計画と第五次の行
財政改革との整合を図っていく必要があると思いますので、そのようなこと
も踏まえて基本計画と具体的な実施計画を策定していきたいと思
います。

委員 それに関して事務局の説明は説明だと思いますが、この問題は今朝の朝刊に出
ています。そうしますと幾ら総合計画の審議会であるとはいえ、冒頭に町長が一
言ご挨拶に来ていただいても私は当たり前のことではないかと思っ
ていますがいかがでしょうか。やはり住民の皆さんは心配されながら本日出席
されている方もいらっしゃるかと思
いますので、やはりその辺りの小さなことかも分からないのですが配慮が
足りないと思うのです。やはり冒頭町長がご挨拶に来られても私はよいの
ではないかと思っ
ていますがいかがでしょうか。

事務局 ご指摘の通りだと思います。住民の皆さんも新聞を見られて実態はどうなの
かということをお心配されている訳ですので、その意味では少しバタバタしてしま
いましたが、今後はそのような点には十分配慮していきたいと考えていますので、ご
配慮賜りたいと思
います。

部会長 当部会で担当していました部分については以上をもって終わりたいと思
います。この後、第7章に入りますが、これは第1、第2の合同で審議を進めてい
くというかたちになります。いろいろなかたちでご意見もあるとは思
いますが、その時点でお願いしたいと思
います。それでは第2案件についてお願いします。

【案件2】 その他

部会長 その他、事務局から何かありますか。

事務局 ご審議ありがとうございました。部会長からもありましたように次回は第7
章を全体でご審議いただく予定になっています。日程調整については改めて事
務局から日程調整をさせていただきたいと思
っています。予定としては7月の上旬頃で数日間の日程を調整させていただきます
ので、よろしくお願
いします。

部会長 以上をもちまして本日の部会を終了したいと思
います。どうもありがとうございました。

以上